

日韓農協の協同組合原則と流通事業

誌名	鳥取大学農学部研究報告 = Bulletin of the Faculty of Agriculture, Tottori University
ISSN	03720349
著者名	笠原, 浩三 韓, 寛淳 万, 里
発行元	鳥取大学農学部
巻/号	55巻
掲載ページ	p. 39-45
発行年月	2002年11月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



日韓農協の協同組合原則と流通事業

笠原浩三*・韓寛淳**・万里*

平成14年7月5日受付

*鳥取大学農学部農業経営情報科学, **韓国暎園専門大学産業経営情報システム学科

The Cooperative Principles and Distribution Business of the Agricultural Cooperative in Japan and Korea

Kozo Kasahara *, Gwan-Soon Han ** and Li Wan *

* Department of Farm Management Information, Faculty of Agriculture, Tottori University, Tottori 680-8553, Japan

** Department of Industrial Management and Information Systems Engineering, Kyungwon College, in Korea

The agricultural cooperative of Japan in the postwar is highly developed, materialized under the guidance of GHQ by means of the land reform process and based on the Rochdale Cooperative principles. Japanese and Korean Cooperative Laws are similar but they differ basically in: a) Korean Law does not set up an upper limit for the distribution of surpluses of funds available at any time b) there is a difference in the voting rights. The right to vote in the agricultural cooperative system is set to one vote per member in all cases; this is not the situation in Korea where there are exceptions.

Also, the land reform in Japan was designed to clarify the boundaries of the type of business that cooperatives can do, based on the restriction listing principle, and this situation applies to both nations. However, in recent years the agricultural cooperative system in Korea has been improving their management and putting emphasis in the distribution of their production directly to the consumer centers, building large-scale storing facilities and increasing the volume of sales, in other words, designing comprehensive physical distribution centers that consistently manage production, distribution, and retail sales managed directly by the agricultural cooperative system organization.

(Received 5 July 2002)

Key words : agricultural cooperative, cooperative principles, distribution center, one man one vote, rochdale cooperative,

緒言

農業協同組合の経済的効果は、個別農業経営体が小規模で個々の生産単位では生産物の市場交渉力も弱く、生活・生産資材調達においても少量単位の購入にとどまり、有効な経済的活動の遂行に限界があることから、これを農業協同組合に統合し、有効な単位にまとめることによ

り、経済効果を得るところにある。この点では日本においても隣国韓国農業においても共通するところが多く、農業協同組合に期待する基本的要素は酷似している。しかしながら、農業協同組合の成立過程、及び経済社会における農業協同組合の規定などには相当程度異なることを認めることができる。最近における韓国の農協法の改正においては経済組織の中における流通機能の充実が一層強化され、日

本ではみることのできない、農業協同組合による農産物総合流通センター（ハナロクラブ）としての充実が図られている。

本稿では、日本と韓国の農業協同組合組織の成立及びその際の協同組合原則の導入内容、さらにその後の法改正に伴う農業協同組合の流通機能としての役割について考察し、農業協同組合組織が本来どのような形で管理運営され、さらに農産物の流通事業において行うべき方向性などについて考察することとする。

GHQによる覚書と農協法の成立

1) GHQによる覚書による農民解放指令

GHQは昭和20年12月9日に次のような農地改革についての連合軍最高司令官覚書を日本政府に提示し、その回答を翌年昭和21年3月15日までに提出するよう命じた。これがいわゆる「農民解放指令」といわれるものである[5]。その内容は次のようなものであった。

農地改革についての連合軍最高司令官覚書

(S. 20. 12. 9)

- ①民主主義的傾向の復活と強化に対する経済的障壁を除去し、人間の尊厳に対する尊重を確立し、且つ数世紀に渡り封建的圧迫により、日本農民を奴隷化して来た経済的束縛を打破するため、日本の土地耕作民をして労働の強化を享受する上に一層均等な機会を得させるべき処置を講ずることを日本帝国政府に指令する。
- ②この指令の目的は、全人口のほとんど半分が農耕に従事している国において、長い間農業機構を蝕んできた甚だしい害悪を根絶しようとするものである。それらの害悪の顕著なものは次のごときものである。
 - a) 農地における過度の人口集中
 - b) 小作人に対して著しく不利な条件下における小作制度の広範な存在
 - c) 農業金融の高率利息と結びついた農家負債より生ずる過酷な負担
 - d) 商工業に厚く農業を軽んずる政府の財政政策
 - e) 農民の利益を無視した農民及び農民団体に対する政府の官僚的な統制
 - f) 農地における過度の人口集中
 日本農民の解放はこのような根本的な農業上の害悪を根絶破壊してこそはじめてその緒につくのである。

それ故、1946年3月15日までに農地改革計画を連合軍最高司令部に提出することを日本帝国政府に命令する。この計画には次に述べることを包含していなければならない。

…中略…

- a) 非農民的勢力の支配を脱し、日本農民の経済的、文化的向上に資する農業協同組合運動を助長し奨励する計画。（以上昭和20年12月9日に発せられたGHQ覚書）

かくして、この最後の部分の記述内容の要請に応えたものが農業協同組合法案であった。その第1次案は指令通り、昭和21年3月15日に提出されたが、内容は条文形式を取らず全く法案とはほど遠いものであった。その後幾度かの訂正が行われ、ようやく翌年昭和22年7月31日に連合軍からの承認を得、国会審議に回ることとなった。国会はその年に制定された日本国憲法の下で実施された普通選挙法によって選出されていた国会議員によって審議されることとなった。その結果、同年8月9日に第1回国会に提案され、10月13日衆議院可決、続いて11月4日参議院可決、かくして11月19日公布、12月15日施行となった。

以上が日本の農業協同組合法案の審議成立の経過であるが、その法案の内容はどのようなものであったのか以下に考察する。

2) 各種の協同組合原則

協同組合原則は、協同組合の本質から由来する組合の組織と運営についての基本的指導方針のことである。従ってその時々々の社会・経済環境状況に合わせて定められ、当時の協同組合の性格を知る上で有力な情報となっている。現在もなお経営を続けている世界最古のロッチデール(Rochdale)消費生活協同組合は1844年、僅かに28名の先駆者によって設立されたが、設立当初のロッチデール協同組合原則は次のようなものであった。

すなわち、①現金主義、②純正な食品、③正しい量目、④適正な価格、⑤剰余金の分配、⑥教育の重視、⑦宗教的、政治的自由、の7項目である。一部を除いては現在でもなお十分通用する指導理念であるが、その後、商品経済の進展に伴って、ロッチデール協同組合原則は次のように改められた。

THE ROCHDALE PRINCIPLES

- ① Open membership.
- ② Democratic control (One man. One vote).
- ③ Distribution of surplus in proportion in trade.
- ④ Payment of limited interest on capital.
- ⑤ Political and religious neutrality.
- ⑥ Cash trading.
- ⑦ Promotion of education.

その後、国際協同組合同盟(International Cooperative Alliance :ICA)が組織されると、これらのロッチデール原則を基礎にしてICAの協同組合原則が定式化され、その後、幾度かの改訂が行われて現在に至っている。現在では1995年9月にICAの創立100周年を記念して開催されたイギリスのマンチェスターでの総会で採択された次の7原則として制定されている。

①自主的で開かれた組合員制, ②組合員による民主的な管理, ③組合財政への参加, ④自主・自立, ⑤教育・研修, 広報, ⑥協同組合間の協同, ⑦地域社会への係わり, の7項目である。

なお、この時の大会では協同組合の「定義」、協同組合の「価値」について整理され、「協同組合のアイデンティティに関するICA 声明」として決定されたものである。

協同組合原則の導入と農協法の成立

日本の農業協同組合法案は幾度かの修正を迫られ、その間徹底的にロッヂデール協同組合原則が導入されることとなった。協同組合原則は先にも触れたように組合の指導運営についての基本方針のことであるから、当初の協同組合の基本的な性格を理解する上では恰好の材料となる。しかし、協同組合原則は、一定不変にとどまっているものではない。日本の農協法の成立当初に導入されたものは以下のようなものであった。

では、これらの協同組合原則が日本の農業協同組合法の中でどのように扱われているかを検討したい。

第1の原則は「Open membership.」であり、門戸開放の原則である。協同組合に参加しようとする者は誰でもが自由に参加できることを唱えたものである。

この原則に関しては現農業協同組合法の第20条、及び第21条に次のように自由加入自由脱退の規定がなされている。

第20条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとする時は、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入に付き現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。
第21条 組合員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

この門戸開放の原則に関する韓国農業協同組合法では第30条、31條に日本同様に組合は正当な理由なく組合員の資格を有するものの加入を拒めないとしている[2]。また、組合員は、60日前までに予告をし会計年度の終わりにおいて脱退することができるとしている。

第2の原則は「Democratic control (One man. One vote)」であり、民主的運営の原則である。すなわち組合運営に関しては一人一票制を原則とし協同組合を民主的に運営すべきとするものである。この原則に関しては現農業協同組合法の第16条に議決権及び選挙権が次のように定められている。

第16条 組合員は、各々一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。

ただし、この場合の議決権及び選挙権は正組合員に限られ、準組合員には認められてはいない。しかし、当初は連合会組織にあつては、単位協同組合同様に組合構成員一個に対し一個の議決権及び選挙権が与えられており、個別組合員同様の民主的な原則がとられていた。しかし、その後単協の中には規模に相当の格差が生まれ、むしろ一組合一個の議決権及び投票権ではむしろ不平等感が強まり、昭和45年には組合員の数、関連度に基づき二個以上の議決権及び選挙権が与えられるように改められた。

また、この民主的運営に関する韓国農業協同組合法では第28條に議決権・選挙権が、組合は出資の多少に関係なく各々一個の議決権及び選挙権を有するとされており、とくに連合会の投票権・選挙権については規定されていない[2]。

第3の原則は「Distribution of surplus in proportion in trade」であり、これは利用高配当の原則である。すなわち組合において剰余金が生じた場合には、これを組合の利用高に応じて配当すべきとするものである。これについては第52条②項に剰余金の配分について次のように規定されている。

第52条 ②剰余金の配分は、定款で定めるところにより、組合員の出資組合の事業の利用分量の割合に応じ、又は年8分以内において政令で定める割合をこえない範囲内で払い込み済みの出資の額に応じてしなければならない。

さらにこの条文の後半部分には、第4の協同組合原則である「Payment of limited interest on capital(出資配当制限の原則)」が唱われている。すなわち、剰余金を出資に対してなされる場合にも、市中銀行の利息に相当する程度を上限とし、それを越えてはならないとしているのである。

またこの出資配当制限の原則に関する韓国農業協同組合法では、第67條に同様な利用高配当の原則が規定されているが[2]、しかし出資配当に関する上限が明記されていない。出資配当に対する上限が制限されていなければ正確な意味での協同組合原則の精神が欠けていると言わざるを得ないであろう。

さらに第5の原則は「Political and religious neutrality」であり、これは政治的宗教的中立を規定したものである。協同組合運営に当たっては特定な政治団体や、宗教信条に偏つてはいけなく、中立的立場をとらなければならないとするものである。

日本の農業協同組合法には政治的宗教的中立の明確な

規定はないが、韓国農業協同組合法の第51條には明確に選挙運動を制限する規定がなされている。

また、第6の原則は「Cash trading」であり、貸し売りをせず全て現金取引をすべきとするものである。これに関する条文規定はなされていないが、現在ではむしろ、信用取引の時代であるから、月賦年賦などの分割販売が指向され、最近ではプリペイド方式なども採用されている。現金取引は、現在の農業協同組合ではほとんど強調されてはいないものの、ロッヂデール設立当初においては、極めて重要な原則であった。

最後に「Promotion of education」は教育振興の必要性を唱ったものであり、協同組合の発展は組合を構成する組合員一人々の協同組合理念に対する自覚によるものであり、その意識を高めていくことが必要であるとする。この原則に関しては現農業協同組合法の第10条の①項に次のように定められている。

第10条 組合は左の事業の全部又は一部を行うことができる。

…

十号 組合員の農業に関する技術及び経営の向上を図るため、教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設。

このように、組合の行う事業を制限列举主義に基づき事業内容を限定している。その中の第十号に協同組合の教育振興の重要性に鑑みて、農業の技術指導、経営の向上に関する教育と改善の必要性を規定している。

かくして、日本の農業協同組合法には世界最古の協同組合であるロッヂデールの原則が時代にそぐわない一部(第6の現金取引の原則)を除いて徹底して取り込まれたのである。

また、韓国農業協同組合法の第58條には第一号の農業協同組合の行う事業について、生産及び生活指導事業として農業に関する技術及び経営の向上に関する教育、農村生活改善事業及び生活向上のための事業を振興させるべきとしている[2]。日本同様に農業協同組合の理念を重視していくことが協同組合振興に繋がるとしている点では共通している。

農協法に規定される経済事業と流通機能の強化

1) 日本の農協法に規定される購買・販売事業

日本の農業協同組合が行う事業については、第10条に制限列举主義に基づき明確に示されている。これによると、農業の行う流通業務に関わるものは購買販売事業で

あって、第10条①項三号、六号に次のように示されている。

三号 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
六号 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

すなわち農協法第十条に農業生産のための資材などの購入及び農産物の加工・貯蔵・販売が規定されている。しかし日本の農業協同組合では購買販売事業による収入よりは信用事業に依存する経営を行っており流通機能のメリットを生かした組織としては依然成熟したものとは言い難いものである。

2) 韓国における農協組織による流通事業の強化

同様に韓国農業協同組合における購買販売事業については、第58條①項二号三号にそれぞれ購買事業及び販売事業の規定がなされている。しかし日本と異なるところは、とくに近年農協法の改正を行い従来の信用事業中心の経営から流通・経済事業を中心にした一般組合に変質した点にある。具体的には、1999年9月の農協法の改正により、農業協同組合の流通機能が一段と強化されたことである。その農協法の改正内容をみると以下のような[1]。

- ①一般組合を経済事業中心から流通事業中心に育成する
- ②組合経営の透明性を高めて責任経営を誘導する
- ③組合員の組合経営への参加意識を昂揚させる

このようなことから、後述のように農産物物流センターを一段と取り扱い範囲を広め、総合流通センターとして組織を改め、一般の大型量販店と同様の設備により、生活物資及び生産物全般の販売に乗り出していることである。

3) 日本における全農生鮮食料品集配センター

日本における農産物の流通現況は第1表にみるように、部類によって異なるものの、野菜で83%、果物で61.6%となっており、青果物全体では61.6%が市場内流通であり、残りの25.3%が市場外流通となっている。しかも市場外流通のシェアが次第に拡大する傾向にある。

一方、市場外流通の諸形態についてみると、ふれあい市などを中心とする小規模自由流通の形態から、物流業者が組織的に介入する宅配などの形態、量販店が大規模な取引を行う生協、スーパーなどの形態、さらに加工業者などの大口需要者が担う形態、そして農業協同組合が農協系統組織を生かして全国的に流通させる形態で、その典型が全農で組織する生鮮食料品集配センターである。

農業協同組合にとっては卸売市場出荷と同様に系統出荷の要となるものである。ただ卸売市場出荷と異なる点は、これまでの卸売市場で行われているせり売りを中心とする取り引き形態ではなく、全てが量販店などの大口需要者との相対取引となっている点である。卸売市場では相対取引が導入されたとはいえ、一定の定められた時刻にせり売が行われるものとは異なり、早い時間帯に売買が行われるためスーパーなどの開店時刻に間に合わせるためにはメリットの多い取引となっている。

この農業協同組合による系統流通は当初全国に10数カ所建設予定であったが、現状でもなお、埼玉県戸田市の東京生鮮食料品センター(青果,肉畜),大阪府摂津市の大阪生鮮食料品センター(青果),及び神奈川県大和市の大和生鮮食料品センター(青果,食肉)の3カ所にとどまっている。用地取得が困難であったこと、相対取引、或いは予約相対取引による価格形成に課題があったとされるが、基本的には系統組織が単に生産者の手元を離れる出荷段階までの流通範囲にとどめていたことに基本的な要因があるように思われる。

さて、市場外流通の全般的な流通シェアの現状をみると第2表に示す如くである。当然のことながら卸売市場への出荷割合が高いが、ついで加工業者へと続く。しかし、これらの内、全農集配センターへの出荷割合は僅か

第1表 日本の出荷先別農産物流通

区分	中央市場 千ton(%)	地方市場 100億円(%)	市場内 割合(%)	市場外 割合(%)
野菜	7,544 (172)	6,058 (114)	83.0	17.0
果物	3,354 (95)	2,803 (62)	61.6	38.4
青果	11,029 (271)	8,861 (176)	74.7	25.3
水産	3,665 (293)	1,786 (124)	71.0	29.0
食肉	2,569 (24)	297 (25)	15.1	84.9
花卉	1,525 (15)	4,006 (40)	85.5	14.5

注) 家の光協会「日本農業年鑑」2001年より加工。

第2表 日本の出荷先別市場外流通

出荷先	流通数量 (千ton)	流通量の 割合(%)
卸売市場	8,900	65.8
全農集配センター	350	2.6
産地集荷業者	928	6.9
産直契約販売	235	1.7
加工業者	2,866	21.8
通信販売等	237	1.8
出荷総数量	13,516	100.0

注) 家の光協会「日本農業年鑑」2001年より加工。

に2.6%程度を占めるに過ぎない。当初の計画からすれば、大きな予定変更である。系統組織が単に生産者の手元を離れる出荷段階までの流通範囲にとどめることなく最終需要者に可能な限り近づく構想が必要と思われる。

4) 韓国における市場流通と系統農協による綜合流通センターの進展

韓国における青果物流通は日本と同様に卸売市場を中心としており、とくにソウル市南部郊外に設置されている可楽洞農水産物総合卸売市場は全公営市場に占める市場占有率も高く、韓国の青果物流通上重要な役割を果たしている。しかし近年、物量・金額共にその占有率の低下の傾向があり、2000年1月に農水産物流通及び価格安定に関する法律(農安法)が改正され、

- ①問屋制度が導入され出荷者の選択の幅が拡大。
- ②出荷者の代金精算の安全性の確保。
- ③中央卸売市場が所在地中心から機能中心に変更。
- ④取引秩序の確立と需給安定を達成するために出荷者等の登録制を実施。

などが行われることとなったが、さらに出荷予約後に出荷する場合には上場手数料の引き下げ、セリの優先的実施などの優待措置が図られることとなり、従来からの可楽洞総合卸売市場中心の流通が見直されることとなり、とくに市場外流通の中心として位置づけられていた物流センターが綜合流通センターとして改称し、農協系統直流通として一層の充実が図られることとなった[3]。

このように韓国では卸売市場を中心とする特徴的な流通であるが、小売り形態にも多様化がみられる。日本の

第3表 韓国における農産物物流センター(95~98)

区分	敷地規模	建物規模	事業費
良才	20,420	17,932	58,863
倉洞	10,291	11,597	90,525
清州	20,000	5,559	30,840
天安	39,757	10,000	51,866
全州	10,000	6,000	27,500
kun wi	35,500	5,700	26,071
大田	13,700	5,000	35,460
釜山	20,000	5,000	38,000
龍仁	10,440	5,744	26,432
成南	25,455	14,059	77,244
koyang	40,918	15,961	97,149
大邱	12,117	6,000	31,548
木浦	15,000	5,000	27,500
水原	25,000	12,000	71,343

注1) 韓国農林部「農林業主要統計」1999年。

2) 単位: 敷地・建物は坪, 事業費は百萬₩。

第4表 韓国農産物市場と農産物総合流通センターの取引実績及び占有率

区分	1998	1999	2000	2001
農産物卸売市場	58,649	63,005	61,549	-
総合流通センター	8,572	13,207	15,402	20,147
総取引金額	67,221	76,212	76,951	-
総合流通センターの占有率	12.8	17.3	20.0	-

- 注1) 市場データは、韓国農林部「公営卸売市場総合ホームページ」(<http://market.affis.net>)による。
 2) 流通センター資料は、韓国農協中央会、農業経済企画室提供(ただし小売も含む)。
 3) 単位：億ワウ, %, 2001年は速報値。

ようなふれあい市などを中心とする小規模自由流通の形態や、宅配などの物流業者が介在する形態はさほど進んではないものの、生協、スーパーなどの量販店が大規模な取引を行う形態、加工業者などの大口需要者が担う形態、とくに農業協同組合が系統的に流通させる市場外流通は急速に進展しつつある[4]。

このような農協が主体となった農産物流通システムの進展は、1998年1月に青果物の卸売を中心とする農産物流通センターの取引が開始されてからである。さらに、名称については2000年1月の法改正により「総合流通センター」と改称されており、農産物に限定せず、広く生活物資など一般の大型量販店と遜色ない規模と内容を誇るに至っている。物流センターは第3表に示すように、現在ソウルの良才と倉洞、さらに全州市の外に地方にも数カ所存在している。また、農協系統の流通としてはこれらの他に、穀物卸売センター、水産物卸売センター、会員制の小売店舗、一般のスーパーマーケット、さらに近年進展著しい24時間営業のコンビニエンスストアなどを経営している。このように韓国の流通チャンネルも次第に多様化してきていることを確認できる。

また、第4表には韓国の農産物卸売市場と農産物総合流通センターの取引実績及び占有率を示したが、農産物総合流通センターの取引実績は近年急速に延びてきており、2001年では総合流通センターの占有率は20%に達していることを確認することができる。

総括

本稿では、日本の農業協同組合法の成立過程において、GHQによって徹底してロッジデール協同組合原則が導入されているが、この協同組合原則が日本の農業協同組合法の中にどのように取り込まれているかを、詳細に検討

した。

その結果、ロッジデール7原則のうち宗教的政治的中立の原則、及び現金支払い原則の2原則を除き他の5原則は現農協法の中に明確に条文化されていることを確認することができた。そのことは韓国における農業協同組合法においても日本同様に条文を確認することができたが、2～3の点において異なっていることも明瞭になった。その1つは、一人一票制の民主的運営の原則についてである。日本の農協法では成立後、農協成長過程で規模格差が大きくなり、一つの農協が各々一個の選挙権・議決権を有することがむしろ不平等になり、各農協の利用高、組合員数に応じて二個以上の議決権及び選挙権を与えることの方が公平であるとの考えに立ち、昭和45年の改正により、規模に応じて二個以上の議決権・選挙権をを与えることとなった。しかし、韓国の農協法では依然個々の組合においても一個の議決権及び選挙権が与えられているのみである。

さらに剰余金の処分方法についても異なる点を確認することができた。農業協同組合においては第8条に組合は組合員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的に事業を行ってはならないとされている。さらに事業運営の結果において、剰余金が生じた場合においても、その剰余金を勝手に処分してはならないこととなっており、農協法に規定された方法に従って処分されなければならないとされている。それは将来の必要事業として一定額を積み立てておかなければならない場合にはこれを優先的に控除しておかなければならない。ついで出資金の1/2を下回らない金額に達するまでは毎事業年度の1/10を繰り越すこと、さらに教育準備金として1/20以上を法定準備金として繰り越すことが条文に規定されている。その後でなければ、事業量の利用高なり、出資配当に振り向けてはならないこととされている。その場合、日本の農協法では、出資配当の場合であってもその上限は市中銀行利息程度とされる年8分以内とされている。しかしこの点が韓国と異なり、韓国農協法では出資配当制限の条文規定がなされていないことである。すなわち、韓国農協法では日本のように利子配当の際の上限が規定されていないのである。

現在では日韓とも農業協同組合の持つ役割の1つに販売購買事業が大きく位置づけられている。従来農業協同見合いは信用・共済事業によって維持され、それ以外の事業においては損金を出すなどの赤字経営とされてきた。この点は日本のみならず、韓国においても同様であった。信用事業偏重の経営から脱却し経済事業に重点を置いた運営が必要とされてきた。これを受け、韓国では農協機能の経済流通事業に大きな力を注いでいる。一昨年に改

正された農協法では、経済重点流通事業の重要性が条文化され、既存の農協共販場と新しい形態の総合流通センター（ハナロクラブ）及びハナロマートにみられるように、生産・加工から最終消費者までの完全流通を農業協同組合が運営するという、系統農協直接の運営としては世界に類をみない徹底した経営を行っている。日本の全農による生鮮食料品集配センターと比較してその徹底した系統流通の特質を理解することができる。今後の日本の青果物流通を考える場合に大いに参考になるものであろう。

文 献

- [1] 韓国農業協同組合中央会：農業協同組合主要内容，ソウル（1999）pp. 6-11
- [2] 韓国農業協同組合中央会：農業協同組合法規，ソウル（1989）pp.14-15, p.26, p.30
- [3] 韓国農林部：農林業主要統計，ソウル（1999）pp.180-181
- [4] 金山紀久・仙北谷康・笠原浩三：韓国・オランダの青果物流通構造の比較分析，2000年度日本農業経済学会論文集，112-117（2000）
- [5] 協同組合経営研究所：農業協同組合制度史1，不二出版株式会社，東京（1967）pp.90-94